

船橋市教育委員会会議6月定例会会議録

1. 日 時 平成18年6月22日(木)
開 会 午後3時
閉 会 午後4時15分
2. 場 所 教育委員室
3. 出席委員 委 員 長 高 木 恒 雄
委員長職務代理者 村 瀬 光 一
委 員 數 野 美つ子
委 員 中 原 美 惠
教 育 長 石 毛 成 昌
4. 出席職員 教育次長 高 崎 哲 郎
管理部長 松 本 泰 彦
学校教育部長 松 本 文 化
生涯学習部長 南 部 擁 司
管理部参事兼総務課長 宇 都 和 人
管理部参事兼財務課長 近 藤 恒
学校教育部参事兼指導課長 石 井 和 明
生涯学習部参事兼文化課長 市 原 悟
施設課長 木 村 和 弘
学務課長 阿 部 裕
保健体育課長 清 水 龍 夫
社会教育課長 須 藤 元 夫
青少年課長 大 野 栄 一
生涯スポーツ課長 石 井 誠
青少年センター所長 園 田 哲 雄
児童・生徒防犯対策室長 伊 藤 貞 夫
5. 議 題
第1 前回会議録の承認
第2 議決事項
議案第22号 船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について
議案第23号 船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について
議案第24号 船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
議案第25号 平成19年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学選抜要項について
第3 報告事項
(1) 平成18年第2回船橋市議会定例会の報告について

- (2) 第42回船橋市中学校総合体育大会の実施について
- (3) 平成18年度伝統文化こども教室の実施について
- (4) 一宮ふれあいキャンプの実施について
- (5) 八木が谷スポーツクラブ設立総会の開催について

6. 議事の内容

【委員長】

今日は午前中から英語教育推進協力校の湊中学校と湊町小学校の英語授業の視察ということで、委員のみなさんお疲れ様でございました。

それでは、ただいまから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りいたします。

5月25日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第22号及び議案第23号については、関連する議案ですので一括して審議したいと思います。

それでは、議案第22号及び議案第23号について、総務課、説明願います。

【総務課長】

はじめに議案第22号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。

資料の4ページを見ていただきたいと思います。

船橋市教育委員会組織規則第17条の表中、心身障害児就学指導委員会の所管を、指導課から総合教育センターに改めるものでございます。

この理由といたしましては、平成17年4月1日付で総合教育センターに教育支援室を設置した際に、心身障害児就学指導委員会に関する事務についても指導課から移管したため、現在の所管に合わせて改正をお願いするものでございます。

続きまして、議案第23号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」でございます。

この改正内容でございますが、議案第22号と同様に、心身障害児就学指導委員会に関する事務が、指導課から総合教育センターに移管されたことに伴う事務決裁規程の改正でございます。これにつきましては、7ページを見ていただきたいと思います。指導課に関する事項から心身障害児就学指導委員会の事務処理を削り、9ページにございます総合教育センターに関する事項に加えるものでございます。

あわせまして、平成18年4月から、市民ギャラリー、茶華道センター、総合体育館及び武道センターの管理を、指定管理者により管理することに伴う改正でございます。

8ページを見ていただきたいと思います。

文化課に関する事項から、市民ギャラリー及び茶華道センターの利用許可を削るものでございます。あわせて、生涯スポーツ課に関する事項のうち、総合体育館及び武道センターの利用許可を削るものでございます。

施行日につきましては、それぞれ平成18年7月1日を予定しております。ご審議のほどを、よろしくお願いいたします。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第22号「船橋市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について」及び議案第23号「船橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第22号及び議案第23号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第24号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

議案第24号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。

11ページをご覧ください。

平成16年に地方公務員法が改正され、同法第26条の後に、第26条の2として修学部分休業及び第26条の3として高齢者部分休業の規定が追加されました。これを受け、千葉県では職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例を制定し、平成17年4月1日に施行したところでございます。

今回、船橋市立学校職員服務規程の中に、この具体的手続及び様式について定める趣旨のものでございます。

また、服務規程の第16条に規定する校長の事務引き継ぎの様式についても、今回改正をお願いするものでございます。

まず、修学部分休業についてご説明申し上げます。この休業制度は、職員

が無給の休業時間を活用し、大学や高等専門学校など条例で定める教育施設で修学をすることにより、公務に関する能力の向上を図り、公務能率の増進及び学校教育の向上に資することを目的として定められた休業制度でございます。

取得期間は、2年を超えない期間とし、休業時間は、30分単位で週20時間以内となっております。

承認された職員は、学校現場を離れて修学することになるため、承認の要件として、公務の運営に支障がないこと、公務に関する能力の向上に資すると認められるものであること、日ごろの勤務成績が良好であること等が満たされていなければなりません。

また、校長及び教頭につきましては、公務の運営に支障が生ずるということから、承認はできないものとなっております。

次に、高齢者部分休業についてご説明いたします。

12ページの中段をご覧ください。

この休業制度は、高齢化に伴う諸事情により、週40時間の勤務を定年まで継続することを希望しない職員が、勤務時間を減じつつ定年まで勤務することを可能とし、職場の新陳代謝の促進及び公務能率の増進に資することをねらいとしております。

対象者は、定年退職日までの期間が5年以内となった職員、一般的には56歳以上の職員であります。

取得期間は、定年退職日までの5年を超えない期間で、休業時間は、30分単位で週20時間以内となっております。

承認の要件としては、公務の運営に支障がないと認められること、申請理由が教員としての信用を失墜させたり、市民からの批判を招くものでないこと等がございます。

また、この休業につきましても、校長、教頭につきましては、公務の運営に支障が生ずるという考えのもとに、承認することはできないものとなっております。

次に、事務引き継ぎ上の様式の変更でございますが、31ページをご覧ください。様式中の3に、危機管理に関する事項を加えるものでございます。

これは、既に県立学校服務規程も一部改正されており、これに準じて改正するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

ただいま説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

【委員】

この休業の最たるねらいは、どんなところにあるのですか。

【学務課長】

はじめに、修学部分休業については、職員が職場を離れ、みずから課題意識を持って意欲的に大学や教育施設等で学ぶことによりまして、個人の能力

を高め、仕事の能率を向上させることで、学校教育全体をレベルアップすることをねらいとしております。

次に、高齢者部分休業については、高齢化に伴い、諸般の事情によりまして、週40時間の勤務を定年まで続けることを望まない職員に対しまして、勤務時間を低減し、定年まで勤務することを可能とするものでございます。

この制度によりまして、有能な人材の同時期の大量退職を防ぎ、新しい世代への円滑なバトンタッチを図るということもねらいにあると思っております。

また、大量退職に伴う大量採用ということで教員の質の低下も防ぎたいというねらいもあるものと考えております。

以上です。

【委員】

一時は早期退職を奨励されていましたが、団塊の世代が定年を迎えることになって、大量の退職者が出るということも予測してのことですね。

それから、この修学部分休業ですが、専門的な趣味をお持ちの先生方も結構いらっしゃると思うのですが、そういう趣味のための休暇は、これに該当するのですか。

【学務課長】

この休業につきましては、公務に関する能力の向上に資するというのでございますので、個人的な趣味や好奇心、そういうものに基づく研究等については認めることはできないものでございます。

以上です。

【委員】

部分休業の要件で、「公務に支障がない」という説明がありましたけれども、休業を許可した後の状態はどうなるのか教えていただけますか。

【学務課長】

職員が休んだ後の補充ということかと思っておりますけれども、これについてはその後の補充はございません。

【委員】

休んだら公務に支障を来たすのではないのですか。

【教育長】

例えば、中学校では教科担任の教諭もおりますので、授業の組み方によっては、30分なり1時間なり遅く登校したり、また早く帰ったりと支障がないように休める場合もあるかと思うのですね。

ですから、あくまでも校長が支障ないと判断して教育委員会に申し出たときには、教育委員会としては、その事情を勘案して許可を出せるということになるわけです。

【委員】

今伺っていると、休業後の職員の補充をしないで高齢者の部分休業を順々に認めていって、世代交代を図るというのは、何かちょっと通らないものがあるかなと思うのですが、その辺に関しては、ご担当の方はどんなふうにご了解されているのか、お伺いしたいと思います。

【学務課長】

高齢者部分休業につきましては、このような制度ができることによりまして、非常に能力が高いけれども家庭の事情等で早めに退職しようというような職員に対してこの制度を生かして、その職員のノウハウを若手の教員にどんどん伝えていくということで、非常に有益なものではないかと考えます。

船橋におきましても、100人とか200人の退職が出ますと、新規教員を100人、200人採用するということはなかなか難しい状況もございます。そしてまた、教員の質も低下することが考えられます。そのようなことを防ぐために、このような制度によりまして、ソフトランディングしていくと、新しい世代へのバトンタッチをしていくということで、高齢者部分休業は非常によい制度ではないかと思えます。

また、修学部分休業につきましては、現在も大学院等に通っている教員や長期研修生ということで1年間現場を離れて学んでいる者もおります。また、大学の方に講師に行っている者もおります。教員の中には、新しい時代に対応してどんどん新しいものを吸収していかなければならないという危機意識が満ちております。そういう意欲的な者に対して、週40時間という中で学校に縛りつけておくのではなく、この休暇は無給ではございますけれども、やる気のある者にその道を開いてあげて、そこで勉強したものを学校に戻って広く子供たちのために役立ててもらおうということで非常に有益な制度ではないかと私は思っております。

以上です。

【委員】

今、船橋で何人ぐらいの先生方が修学の休業をとっていらっしゃるのですか。

【指導課長】

長期研修生としては、現在8名が大学等で研修をしております。

【委員】

高齢者部分休業の利用状況はわかりますか。

【学務課長】

高齢者部分休業は、今回改正をお願いするものでございますので、これからということになりますが、施行後には何名か申し出る可能性もございます。昨年度は、まだ服務規程に定めておりませんでした。法令に基づき申し出た者が1名おりました。

【委員】

今ご説明を伺って、高齢者の方のグレーゾーンをつくって、穏やかに交代していくという仕組みは大賛成です。

ただ、支障がないというところで言いますと、やはり勤務時間数を減らして休むわけですから、子供に支障がないということは多分余り考えられないのではないかと思います。そうすると休業がとりにくくなるか、または、とった後残された方たちで補てんをすることになると、それは子供に影響が出てくるように思うのです。

ですから、これから状況をよく見ていただいて、休業を認めるに際してどういう補てんの施策が必要かということは、きちんと見ていただけたらと思います。その後のことをきちんと手当てしていくことが、やはり教育サービス自体の質を低下させないという意味でも重要ではないかと思いますので、ひずみが出ないような形でご検討を継続していただければと思います。

【委員長】

非常に貴重なご意見だと思いますので、この施行に当たっては留意をしていただきたいと思います。

それでは、議案第24号「船橋市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第24号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、議案第25号について、学務課、説明願います。

【学務課長】

平成19年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項につきまして、ご説明いたします。資料は33ページからでございます。

平成19年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項の決定につきましては、船橋市立高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会組織規則第3条第14号の規定により、教育委員会会議で議決を得る必要がございます。

また、選抜要項の一部につきましては、6月30日までに千葉県教育委員会に報告することとなっておりますので、本日の教育委員会会議におきましてご審議をお願いします。

はじめに、昨年度との変更点についてでございますが、制度に関する変更は特にございませぬ。期日等の変更のほかには、入学願書等の提出期限が一部変更となっております。

具体的には、資料36ページの「第3 特色ある入学者選抜」の1の(2)の「提出期間及び受付時間」のうち、提出期間が二日から三日間に延長となっております。

また、資料41ページ、この「第6 学力検査等による入学者選抜」の2の(2)「提出期間及び受付時間」のうち、提出期間が三日間から二日間に短縮されております。

これにつきましては、県立高校の要項に準じたものでございますが、特色ある入学者選抜の志願者数の割合が増加していることが変更の理由でございます。

次に、選抜要項に沿ってご説明を申し上げます。

まず、36ページの「第1 募集定員」、「第2 出願」は、船橋市立高等学校管理規則及び船橋市教育委員会規則等によって定められた内容でございます。

「第3 特色ある入学者選抜」でございますが、まず、選抜枠は普通科、商業科、体育科とも上限枠の50%でございます。これは、特色ある入学者選抜が導入されて3年間、学力検査に比べ倍率も高く、さらに、学力検査で入学した生徒に比べ中学校時代の評定値平均が大幅に上回るなど、目的意識が高く、優秀な生徒が確保できるなどの理由からです。

次に、37ページ、「2 志願者の資格及び志願要件等」でございますが、各科の特色を明示するものとして設定いたしました。

普通科は、昨年度に引き続き種々の特色を持つ生徒の入学を意図して、全般的学習能力、英語能力及び運動能力のみならず、文化系部活動や生徒会活動等の活性化を推進する人材の確保を目指しました。

また、多様な特色を持つ生徒に対応できる要件にしてほしいとの中学校側の要望にもこたえるためにも、複数の要件といたしました。

商業科は、商業技術を学ぶ意欲を持つ生徒や部活動で活躍できる生徒を積極的に評価し、充実した高校生活を送ろうとする人材を幅広く募集するものであり、また、求める人材像を明確にすることで、目的意識が高く、商業科の中心となって意欲的に学ぶ人材を確保しようというものであります。

体育科は、専門学科としての特色を具体的に示し、学習や進学等にも積極的に取り組む人材を確保したいとの意思を示したものでございます。

同じく37ページ、「3 検査の内容」でございますが、普通科、商業科の自己表現の採用理由は、決められた時間内にあらかじめ申告したテーマ、これは志願要件に基づくものでございますが、それに従って口頭や実技等によって発表させることは、受検生の個性や積極性をあらわすことが要求され、個々の意思、態度、資質等を把握することができると考えております。

商業科で自己表現と面接検査を併用するのは、専門教育であることから、検定取得等への積極的対応の必要性や、入学後に安易に進路変更ができない点を含め、商業科で学ぶ目的意識を複数検査で確認するためです。

体育科で適性検査を採用するのは、体育特性を十分に把握する目的であり、検査Ⅰでは、全受検生の走・跳・投の基礎的運動特性を判断するためのものでございます。検査Ⅱは、個々の得意とする種目の競技力等を把握するためのものでございます。

なお、人物的な要素は、調査書、志願理由書や受検当日の態度等から判断いたします。

38ページの4から8までは、ご覧のとおりでございます。

続きまして、39ページ、「第4 海外帰国子女の特別入学者選抜」で

ざいますが、普通科を対象に、志願資格に合致した受検生が応募した場合のみ実施いたします。

3の検査内容は、自己表現です。これは、特色ある入学者選抜と同日に実施することもありまして、普通科の検査内容と同一で、受検生個々の意思、態度、資質等につきまして十分に把握しようとするものでございます。

以下4から8までは、ご覧のとおりでございます。

40ページ、「第5 中国等引揚者子女の特別入学者選抜」でございますが、全科を対象に、志願資格に合致した受検生が応募した場合のみ実施いたします。

検査内容は、面接、作文であり、受検生個々の意思、態度、資質、日本語能力等を慎重に把握するため、複数検査で行い、受検生を十分に理解しようとするものでございます。

以下4から8までは、ご覧のとおりでございます。

続いて、学力検査でございますが、41ページの「第6 学力検査等による入学者選抜」ですが、1の「志願要件」から42ページ、5の「学力検査等の期日」まではご覧のとおりです。学校独自の設定となる42ページ、6の「(2) 第2日の検査の内容」については、普通科、商業科は面接でございます。これは、集団面接形式で受検生を比較しながら、個々の意欲、態度、資質を把握しようとするものです。

体育科は、適性検査であり、特色ある入学者選抜と同様、個々の体育的特性を十分把握しようとするものでございます。

また、43ページの(2)の二にある K_1 及び K_2 の値でございますが、3科とも、普通科、商業科、体育科とも各1といたしました。それは、中学校の学習結果と学力検査等の結果を偏りなく全般的に評価し、総合的に選抜判定を行うものです。

44ページ、三でございますが、体育科に過年度生徒が受検した場合は、2日目の検査終了後面接を行い、生徒の状況を十分に把握いたします。

44ページ、「9 第2次募集等」でございますが、入学許可候補者が募集定員に満たない場合に実施されます。

以上、選抜要項についてご説明させていただきました。ご審議よろしくお願いたします。

【委員長】

何かご質問ございますか。

【委員】

特色ある入学者選抜の書類の提出期間が変わったことについては、何か理由があるのですか。

【学務課長】

受付期間の延長の理由でございますけれども、平成15年から導入された特色化選抜は、自分で自分を推薦する形式で、だれもが受検できます。さらに、受検生の中学時代の実績や、やる気、個性等を評価する入試形態でございます。しかも、早期に内定が出るため、多くの受検生が志願するというこ

とでございます。そのため、受付期間を延長することで、多くの志望者に対応するようにいたしました。

以上です。

【委員】

入学者選抜の検査の中で、普通科、商業科に自己表現とございますけれども、これはどんなことの自己表現でございますか。

【学務課長】

例えば、普通科では、願書提出時に4つある志願要件の中から1つ選択させまして、その志願要件に合致する人物であることを検査当日に受検者に自己PRさせるといったものです。大体1人5分程度自己PRをさせるといった内容でございます。

【委員】

それは面接ではないのですね。

【学務課長】

面接は、面接官があらかじめ用意した質問に対して受検生が答えるという形式でございますが、これは自分があらかじめ申告したテーマで、自分の長所や得意な部分等を発表するような形で5分間PRをするといった内容でございます。

【委員】

それは、なぜ体育科にはないのですか。

【学務課長】

体育科は、専門学科でございます。したがって体育課の生徒として専門的な教育を受けるにたる身体能力を見きわめるために、適性検査Ⅰ、Ⅱで対応するわけでございます。

【委員】

体育科の場合は、この適性検査を受けるわけですが、Ⅰでは3種目検査し、ⅡはAからKまでの中から1種目選んで検査すると書いてありますけれども、例えば水泳とか卓球を希望する受検生については、このAからJまでの種目にはないので、当然ほかの受検生たちよりは不利になるような気はするのですが、その辺の公平性というのはどういうところで図られているのでしょうか。

【学務課長】

この点でございますけれども、受検生の部活動の専門種目が検査のAからJになくとも、Kのその他（基礎的運動検査）がございますので、不利になるようなことはございません。

【委員】

ということは、自分は卓球がいいと言えば「K」を選んで卓球をやらせてくれるわけですか。

【学務課長】

いいえ、そうではございません。「K」を選べば5から6種類の基礎的な運動能力検査を行います。しかし、「K」を選んだからといって不利にはなりません。各種目で体育科の教育に適する運動能力があるかどうかを判定しております。したがって、中学校時代の部活動とは異なる種目で受検する生徒もおります。また、水泳、スキー、スケート等を専門とする場合、当日の検査は現実的に実施できません。その為、「K」の基礎的運動能力検査が設定されているわけでございます。

【委員長】

他にございませんか。

【委員】

この38ページに「6 選抜結果の発表」と、「7 入学許可候補者の発表」と書いてありますけれども、これはどういうことでしょうか。

【学務課長】

選抜結果につきましては、本人に2月13日に通知するわけですが、その時点では、市立船橋高校だけを受検しているとは限りません。私立なども受検する場合もございます。したがって、最終的な入学許可候補者とするために2月16日までに入学確約書を提出させて、3月7日に入学許可候補者として発表する形になっております。

【委員】

はい、わかりました。

【委員長】

他にございませんか。

【委員】

特色ある入学者選抜の募集定員が50%となっておりますので、学力検査で入った高校生と、この特色ある入学者選抜で入った高校生とでは、入学した後で何か違いが見られるのかどうかというところが気になるのですけれども、例えば、退学者数とかいうあたりでは、何か傾向は出ていますでしょうか。

【学務課長】

今、手元に数字はございませんが、退学者は非常に少ないものとなっております。そして、学校に入学した後は、やはり本人の努力という部分もありますので、特色化で入ったとか学力検査で入ったとかというようなことで特

に仲間内、人間関係が悪くなるとか、そういうことではなく、やはり市立船橋高校の生徒としてプライドを持って学校の中で授業に取り組んでいると理解しております。

【委員】

もう少し詳しく聞きたいのですけれども、その特色化で入ったのとそうでないのとで学力に差はないということですか。

【学務課長】

調査書関係の平均点は、特色化の方が確かに高くなっております。ただ、学校教育活動は、それだけではございません。部活動もあれば特別活動的な部分もございます。したがって生徒たちの間では、2つに分かれてしまうようなことはない聞いております。

【委員】

生徒の間ではないでしょうかけれども、学業を進めていく上でその2つのグループに違いがあるのですか。

【学務課長】

特に差はありません。

【委員】

わかりました。

【委員】

せっかく工夫していろいろ入試方法を検討しているわけですから、特色ある入学者選抜で入ってきた生徒たちは、この入試方法が適切だというような、何か特色なり傾向なりが見られるのかというようなつもりでお伺いしました。中に入ってから区別がないとか、それは教育者としては当然のことですから、そういうことではなくて、この入試方法がこれで妥当かどうかということは今、検討する場なので、そのあたりのことについてお伺いしたかったということです。

【教育長】

中学校側から受検する様子を見ると、その学校の特色を目指して受検するというので、断然特色化選抜の子の方が意欲ということでは上ですね。

【委員】

では、その意欲を評価していく方法としては、今のこのやり方というのは妥当だということですか。

【教育長】

ベストではないでしょうけれども、いろんな方法探って今現在これがベターとされているということでしょうね。

【委員】

この選抜枠は50%になっていますが、何か決まりはあるのですか。

【学務課長】

県立学校における最大枠は50%が上限で、それに準じております。

【委員】

いろいろ工夫していただいて、意欲的な能力のある生徒たちが集まって欲しいということで、この件については賛成です。

【委員長】

他にご意見ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

それでは、議案第25号「平成19年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

【全委員】

異議なし。

【委員長】

異議なしと認めます。議案第25号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

それでは、報告事項の(1)について、管理部、報告願います。

【管理部長】

平成18年第2回定例市議会の概要について、ご報告をいたします。

今議会は、6月5日から6月23日までの19日間で行われております。6月5日の初日でございますが、市長より議案として8件、諮問案件が6件、報告が3件提出され、議案に対する提案理由の説明がございました。教育委員会関係では、議案はございませんでした。

6日、7日に勉強会、9日に議案質疑があり、12日から16日までの5日間で一般質問がございました。

まず、管理部関係でございますが、学校の正門について、マンション建設規制について、今後の学校問題について、学校の障害児受け入れと体制と施設づくりについて。

学校教育関係では、子供たちの安全確保について、これは複数の方からございまして、ひまわり110番、地域安全マップづくり、各学校の自主的対応、不審者侵入対策、防犯対策等でございます。

そのほか、プラネタリウム館の運営について、障害児の普通学級通学の是非と対策について、人口増加と対策について、特別支援教育について、町中危機管理について、個人情報流出について、平和教育について、海老川環境の確保と活用について、英語教育特区と国語教育の振興について、学校教育と家庭教育について、外国人登録上の無国籍者の教育と福祉について、障害児への支援について、子育て世代の父母負担軽減と保育施設の充実について、ニート問題について、障害児の受け入れ体制について。

生涯学習部関係では、図書館・博物館・郷土資料館のあり方及び文化政策について、サッカーJリーグが船橋にないことについて、公民館使用について、清川記念館建設について、運動公園の老朽化施設について、法典公民館について、ハッピーサタデーについて、公民館事業に際しての公金の支出について、文化的地域資源の有効活用について、車いす使用者の駐車場施設について、以上でございます。

20日は文教委員会が開かれました。今回の案件でございますが、4件ございまして、請願第4号「障害児学級・学校に関する請願」、陳情第30号「義務教育費国庫負担制度堅持の意見書提出に関する陳情」、陳情第31号「教育予算拡充の意見書提出に関する陳情」、陳情第32号「教育基本法改正案審議の意見書提出に関する陳情」の4件で、請願の第4号、陳情第30号及び第31号の3件は、過去の議会で同趣旨の請願等が提出され、審議、採決されており、請願第4号は不採択、陳情の2件は採択となった案件でございますけれども、今回も同様の結果となりました。また、陳情第32号は教育基本法改正案の関係の案件ですが、今国会で議論され、先送りとなったこともあり、不採択となりました。

明日の最終日に、本会議場において予定されました案件のすべてを採決し、本定例会を終える予定でございます。

なお、9日に議長選があり、安藤信宏議員が第52代の船橋市議会議長となりました。

以上で報告を終わります。

【委員長】

何かご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告(2)について、保健体育課、報告を願います。

【保健体育課長】

第42回船橋市中学校総合体育大会の実施について、説明させていただきます。資料は49ページから55ページにわたっておりますので、まず49ページをご覧ください。

第42回船橋市中学校総合体育大会につきましては、7月21日から25日の5日間で行います。その後に、千葉県中学校総合体育大会、関東中学校

体育大会、全国中学校体育大会と列記してありますが、この市の総合体育大会の上位者が県大会へ進み、県大会の上位者が関東大会、関東大会の上位者が全国大会へとつながっておりますので、一連の流れを49ページに挙げさせていただきます。

例年、市の中学校総体におきましては、14競技を行うわけですが、約6,000名の生徒が参加しております。したがって、本年度1万2,169名の生徒がいますので、約その半数、6,000名が選手として参加していることとなります。

その上位者、例年1,000名前後の生徒が千葉県総合体育大会に進んでおります。大会は、26日から31日の6日間でございます。

関東大会及び全国大会につきましては、例年、本市からは100名前後の選手が行っております。期日は、関東大会が8月8日から12日、全国大会は8月17日から25日までとなっております。

なお、冬にはスキー、スケートの全国大会も予定されております。

続きまして、53ページをご覧ください。

大会要項の中の大会役員でございますが、大会会長として石毛教育長が大会会長になっております。委員長さん初め委員の皆様には、顧問として名前を挙げさせていただいております。大会期間中、運動公園の管理事務所2階に大会本部を設けておりますので、立ち寄っていただければその場で大会結果等の経過を随時お知らせすることができます。それとともに、各会場へのご案内もさせていただきたいと考えておりますので、改めてご通知いたします。

最後に55ページをご覧ください。

55ページには、市の大会の全日程及び会場を一覧表にまとめさせていただいております。参照していただければと思います。

以上でございます。

【委員長】

何かご質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

報告事項（3）について、文化課、報告願います。

【文化課長】

資料は57ページになります。伝統文化こども教室は、文化庁が財団法人伝統文化活性化国民協会に委嘱しまして、子供たちが伝統文化を体験・修得し、次世代へ継承・発展させることを目的として開催されます。

開催場所は、公共施設で行うこととされておりますけれども、その他自治会館等でも開催できることになっております。

本市では、今年度申請した団体が14団体ございまして、全部採択されております。

この事業全体の予算は735万4,000円になっております。
今年度初めて申請したところが、大穴能楽クラブ、三山能楽クラブ、咲ヶ丘能楽クラブ、それから日本の伝統文化に親しむ会の4団体でございます。
簡単ですが、以上でございます。

【委員長】

何か質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして、報告事項（4）について、青少年センター報告願います。

【青少年センター所長】

資料の59ページ、一宮ふれあいキャンプについて、ご説明いたします。

学校に行けずにセンターに通所している児童生徒、あるいは、学校から依頼のあった不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象に、学校復帰のステップの1つとして、毎年ふれあいキャンプを実施しています。このキャンプを通して、多くの人とのコミュニケーションや体験活動を通して、楽しい思い出や充実感、達成感を得られるよう支援し、その後の生活改善の一助となればと思っています。

開催するにあたり、参加する児童生徒の担任がキャンプの活動を見学に来てもらうよう校長にお願いしています。

今年5月、職員により現地下見を実施し、安全面において確認したところでございます。

医療関係については、現地の内科2軒、外科1軒、耳鼻科1軒、その他夜間対応できるよう病院にもお願いしてあります。

また、養護教諭が4日間常駐して、児童生徒の健康面にも配慮していきます。

今年度新しい試みとして、参加保護者を対象とした研修や話し合いを実施する予定です。

昨年度の参加児童生徒は22名、保護者7名でした。参加した児童の95%以上が学校復帰や部分登校、または関係機関に通所するようになっています。

今年度は、8月24日から27日までの4日間で、特に三日目はキャンプファイヤーを予定していますので、ご多忙とは思いますが、委員方にも見学いただき、ご指導いただければと思います。

以上です。

【委員長】

何かご質問ございますか。

【委員】

昨年の参加者数が22名で、その後学校に復帰している生徒が結構いらっしゃるということは、すごく意義のあるキャンプだと思います。保護者の方が7名参加されたということですが、その学校の先生方は参加されているのですか。

【青少年センター所長】

宿泊はしてないのですけれども、校長あるいは教頭または生徒指導の教諭が参加しています。

【委員】

その子供の担任の先生方は、あまり参加がないということですね。

【青少年センター所長】

担任の先生の参加については、毎年お願いしているところであります。

【委員】

それから、保護者の7名ということですが、例えば生徒数が22名だったら保護者も22名参加してもよろしいのですか。

【青少年センター所長】

はい結構です。

【委員】

今年のこのキャンプと昨年のキャンプでは、メニューに大きな違いがあるのですか。

【青少年センター所長】

昨年度は非常にメニューを多くしたということで、アシスタントの方が足りなくなっていました。今回は生徒たちが本当にやりたいものということで選択したというのが昨年と違うところです。

【委員】

かなり成果が上がっている事業ですね。

【委員】

繰り返し参加される方はどのくらいいるのですか。

【青少年センター所長】

参加者のほとんどが中学生ですが、大体1年生から参加して、長い子で3年、短い子で1年であります。

【委員】

初めて参加する子と何回か参加した子の割合は、どのくらいですか。

【青少年センター所長】

その統計はありませんけれども、私が2年担当した中では、その割合としては、大体5割ぐらいになります。

【委員】

この事業を知って初めて参加してみようという人たちが少しずつ入りながら交代していくというのが理想かと思います。その辺は丁寧に広報したり、次年度の参加につながる工夫もしていただけるとよろしいかなと思います。

【委員長】

他にございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

続きまして報告事項（5）について、生涯スポーツ課、説明願います。

【生涯スポーツ課長】

八木が谷スポーツクラブ設立総会の開催について、ご報告をさせていただきます。

6月17日土曜日、午後1時30分から設立総会が開催され、本市におきましては3番目、県内では29番目となります総合型地域スポーツクラブが八木が谷地区に設立いたしましたので、ご報告をさせていただきます。

当クラブは、元気で健康な八木が谷のまちづくりを目指し、平成16年12月から設立の準備に入っておりましたが、この6月17日に正式に総合型地域スポーツクラブ、八木が谷スポーツクラブとして設立をしたものでございます。

会員数は351名、事業数は20事業で、剣道、バレーボール、グラウンドゴルフ、卓球、ダーツ等盛りだくさんを用意してございます。

年会費は、大人が500円、子供が200円で、主たる活動場所は、八木が谷中学校、八木が谷小学校、八木が谷北小学校、咲が丘小学校、船橋北高等学校、八木が谷公民館でございます。

17日の設立総会には、生涯学習部長と私どもの担当者が出席させていただきましたので、ご報告させていただきます。

以上でございます。

【委員長】

何か質問ございますか。

【各委員】

なし。

【委員長】

本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。他に何かご
ざいませんでしょうか。

【委員】

先ほど湊町小学校からここへ帰るときに、小学1年生のお子さんたちと一
緒に歩いてきました。ランドセルに防犯ブザーを取りつけてありましたが、
いざ子供たちが危険な目に遭ったときに、使うことは難しいかとは思って
ますが、警告としては非常に役に立つものかなと思いました。

本日、児童・生徒防犯対策室長もお見えになっていますので、防犯対策の
進捗状況と先日配布していただきました不審者の情報について説明いただけ
ればと思います。

【児童生徒防犯対策室長】

前回の教育委員会会議の中で、不審者情報192件ありますと報告した際
に、地域性についてのご質問がありましたので、船橋の地図を、東・西・
南・北・中央の5ブロックに分割し、発生件数と児童生徒数の表を作成しま
した。

小・中学校合わせますと、5ブロック、大体0.4%から0.6%という
ことで、1,000人に対して四、五人の不審者に遭遇している統計となっ
ております。

件数ですと、生徒数との関係から、東部地区や南部地区の方がその発生件
数は多くなっておりますが、それほど地域性はないと考えられます。

先ほどの防犯ブザーの件ですが、新1年生に配付しておりますが、あわせ
て防犯ブザー携帯中というシールも配付してランドセルに貼っております。
事件を未然に防ぐという抑止力も期待して配付しているものですので、ご理
解いただきたいと思います。

それから、児童生徒の防犯対策の進捗状況について報告します。

6月15日の広報ふなばしにスクールガードを募集しますという記事を掲
載しております。現在、20町会ぐらいから協力する旨の電話を頂戴してお
ります。また、1人でも参加したいとの問い合わせが12件ほどありました。
1人での参加については、校長と面談をしていただき、登録をしてください
という指導をしております。

各町会等については、事前に790名の町会長にスクールガードの協力の
依頼通知を郵送しております。町会の方では現在、回覧等でスクールガード
を募っているということでございます。この次の教育委員会会議では、登録
の団体数や人数が中間報告できると考えております。

以上です。

【委員長】

何か質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

他に何かございませんでしょうか。

【保健体育課長】

飯山満南小学校で発生しました事故について報告をさせていただきます。皆さんに大変ご心配をおかけしましたこと、まずもってお詫び申し上げます。

概要についてはお手元にお配りしました新聞記事に載っているとおりでございますが、6月12日に飯山満南小学校で、給食の業者から納入された646個のソフトチーズの中に、賞味期限切れのものが480個混在しておりました。6月7日賞味期限切れなものを5年生の男子児童が気づき、学級担任に報告し、学校では直ちに校内放送で全児童にそのチーズを食べないように指示を出しました。約540個を回収しましたが、既に食べてしまった児童も100名以内ですがおりました。学校では健康管理等したわけですが、1週間経過した中では、体調不良の訴えは1件もございませんでした。

学校から保護者への報告として、校長より当日12日に、賞味期限切れチーズの配ぜんについてのお詫びの文書を出しております。

業者への対応ですが、業者が市川市鬼高にある業者でしたので、船橋市保健所から県を通して市川保健所の調査が入りました。市川保健所では、健康被害がなかったこと、細菌検査結果に異常がなかったこと等により、現場指導及び原因と今後の対策を報告させるということでした。

学校への対応としましては、学校長に文書で通知し、栄養職員が、業者からの食品を受け取ったときに検収という形で日付等を確認して、適正なものが納入されているかどうかの確認を徹底することを指導しました。

以上でございます。

【委員長】

何か質問ございませんか。

【各委員】

なし。

【委員長】

これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。